

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	介護保険 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明和町は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

明和町長

公表日

令和5年8月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険
②事務の概要	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者の資格取得、資格喪失、変更等に関する事務 ・介護保険料の賦課、収納管理、滞納情報等の管理に関する事務 ・介護認定に関する事務 ・介護給付に関する事務 ・地域支援事業に関する事務 ・国民健康保険団体連合会に委託する介護給付等支払事務 ・サービス検索・電子申請機能での届出、申請書等の受理に関する事務 番号法第19条第8号の別表第二に基づいて、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 介護保険システム Adworld介護 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 伝送通信ソフト 5. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険被保険者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条 第1項 別表第一の68の項 ・内閣府・総務省令第5号 別表第一省令第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条 第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,46,56-2,58,61,62,80,83,87,90,93,94,95,117の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93,94の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康あゆみ課
②所属長の役職名	健康あゆみ課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務防災課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康あゆみ課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7115

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月15日	I. 5. ②所属長	長寿健康課長 小池 弘紀	長寿健康課長 菅野 由美	事後	
平成29年6月15日	II. 1対象人数	平成26年10月31日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成29年6月15日	II. 2取扱者数	平成26年10月31日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成30年8月31日	I. 5. ①部署	長寿健康課	福祉ほけん課	事後	
平成30年8月31日	I. 5. ②所属長	長寿健康課長 菅野 由美	福祉ほけん課長	事後	
平成30年8月31日	I. 8. 連絡先	長寿健康課	福祉ほけん課	事後	
平成30年8月31日	II. 1対象人数	平成29年5月31日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
平成30年8月31日	II. 2取扱者数	平成29年5月31日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II. 1対象人数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II. 2取扱者数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	IV. リスク対策	(様式変更に伴う記載内容追加)	IV全体を新たに記載	事後	
令和2年10月16日	I. 5. ①部署	福祉ほけん課	健康あゆみ課	事後	
令和2年10月16日	I. 5. ②所属長	福祉ほけん課長	健康あゆみ課長	事後	
令和2年10月16日	I. 7. 請求先	総務課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7111	総務防災課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7111	事後	
令和2年10月16日	I. 8. 連絡先	福祉ほけん課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7116	健康あゆみ課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7115	事後	
令和2年10月16日	II. 1対象人数	令和1年5月31日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	
令和2年10月16日	II. 2取扱者数	令和1年5月31日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月20日	I. 1. ②事務の概要	介護保険法に基づき、明和町に住所を有する、40歳以上の者に対して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を目的とする	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者の資格取得、資格喪失、変更等に関する事務 ・介護保険料の賦課、収納管理、滞納情報等の管理に関する事務 ・介護認定に関する事務 ・介護給付に関する事務 ・地域支援事業に関する事務 番号法第19条第8号の別表第二に基づいて、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	
令和3年8月20日	I. 3. 法令上の根拠	・番号法第9条 第1項 別表第一の68の項	・番号法第9条 第1項 別表第一の68の項 ・内閣府・総務省令第5号 別表第一省令第50条	事後	
令和3年8月20日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条 第7項 別表第二の1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,46,56-2,58,61,62,80,83,87,90,93,94,95,117の項	番号法第19条 第8号及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠）1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,46,56-2,58,61,62,80,83,87,90,93,94,95,117の項（別表第二における情報照会の根拠）93,94の項	事前	番号法第19条に係る改正の施行日に先立ち、事前に公表
令和3年8月20日	II. 1. 対象人数	令和2年9月30日 時点	令和3年8月20日 時点	事後	
令和3年8月20日	II. 2. 取扱者数	令和2年9月30日 時点	令和3年8月20日 時点	事後	
令和4年6月17日	II. 1. 対象人数	令和3年8月20日 時点	令和4年6月17日 時点	事後	
令和4年6月17日	II. 2. 取扱者数	令和3年8月20日 時点	令和4年6月17日 時点	事後	
令和5年7月20日	I. 1. ②事務の概要		「・国民健康保険団体連合会に委託する介護給付等支払事務 ・サービス検索・電子申請機能での届出、申請書等の受理に関する事務」を追記	事後	
令和5年7月20日	I. 1. ③システムの名称		「4. 伝送通信ソフト 5. サービス検索・電子申請機能」を追記	事後	
令和5年7月20日	II. 1. 対象人数	令和4年6月23日 時点	令和5年7月20日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月20日	Ⅱ. 2. 取扱者数	令和4年6月23日 時点	令和5年7月20日 時点	事後	